

## 茨木市農業用機械貸与事業契約書

茨木市（以下「甲」という）と 集落営農組織（以下「乙」という。）は、茨木市農業用機械貸与事業について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、下記の農業用機械等（以下、「本件機械」という）を貸与し、作業規模の拡大、農作業の効率化を促進し、もって営農活動の継続性を高め、遊休農地の解消や発生防止及び農業者の負担軽減を図ることを目的とする。

記

- 1 機械名・製造者・型式・製造年
- 2 台 数
- 3 特記事項（ ）
- 4 購入金額 円

（期間）

第2条 甲が乙に本件機械を貸与する期間（以下「貸与期間」という）は、乙が本件機械の引渡を受けた日から10年間とする。

- 2 本契約の貸与期間内は、解約できない。ただし、甲乙協議の上、甲が真にやむを得ないと認める場合は、乙は残り期間の貸与料全額（以下「残期間貸与料」という）を直ちに甲に支払いし、本件機械を返却するものとする。

（貸与料）

第3条 乙は、甲に対し、初年度は金 円、2年目以降の9年目までの8年間は金 円、最終契約年度の10年目は金 円を支払うものとする。

- 2 甲は、乙に対して、初年度については、本件機械の引渡し後速やか

に、残り9年間については毎年度初めに、茨木市農業用機械貸与事業貸与料請求書により貸与料を請求する。

- 3 乙は、前項に定める甲からの請求通知日から30日以内に、第1項に定める貸与料を甲が指定する方法により、甲に支払うものとする。

(公租公課)

第4条 本件機械に関する公租公課は乙の負担とする。

(本件機械の使用及び保管)

第5条 乙は、本件機械を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、農作業以外の目的のために用いないこととする。ただし、甲の同意がある場合はこの限りでない。
- 3 乙は、本件機械を受託地以外で使用してはならない。ただし、甲の同意がある場合はこの限りでない。
- 4 乙は、本件機械の適切な保管場所(建屋)を確保し、保管しなければならない。
- 5 本件機械の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、乙が損害を賠償することとする。

(報告等)

第6条 乙は、貸与機械作業報告書を毎年2月末に、保険証書の写しを加入後速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、本件機械が滅失、毀損したときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、いつでも本件機械の保管及び使用の状況を検査でき、乙は、検査に協力しなければならない。

(譲渡・転貸等の禁止)

第7条 乙は、本件機械を第三者に譲渡又は転貸し、使用させることはできない。

(本件機械の滅失)

第8条 本件機械の引渡後、貸与期間中に本件機械が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理が不能又は著しく困難な場合を含む)した場合、本契約は終了するものとし、乙は購入額の75%に相当する金円のうち、既に支払われた貸与料を差し引いた額を直ちに甲に支払いするものとする。ただし、本件機械の滅失が甲の責めに帰するものである場合は、この限りでない。

(修理等)

第9条 本件機械の引渡後、貸与期間中に本件機械が毀損（修理が不能又は著しく困難な場合を除く）した場合、乙は甲が指定した期間内に自らの費用で本件機械を修理するものとする。ただし、本件機械の毀損が甲の責めに帰するものである場合は、この限りでない。

2 燃料代及び潤滑油代等維持管理に係る費用については、乙が負担する。

3 乙が、貸与期間に本件機械を改良するなど現状を変更する場合は、甲の書面による事前の同意を要するものとする。なお、甲の同意を得ず現状を変更した場合は、直ちに変更前の現状に回復するものとする。

（期限の利益喪失）

第10条 乙は、次の各号に定める事由に該当する場合、期限の利益を失い、残期間貸与料を直ちに甲に支払い、貸与機械を返却するものとする。

① 申請者に対して第三者から差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき。

② 営農組織の解散決議がなされたとき。

③ その他市長が不相当と認めたとき。

2 乙は、次の各号に定める事由に該当する場合、期限の利益を失い、購入金額のうち、既に支払った金額を差し引いた額を直ちに甲に支払い、貸与機械を返却するものとする。

① この要綱及び貸与事業契約書に違反したとき。

② 甲の承認を得ることなく、本件機械を1年以上、使用しなかった場合。

③ 申請者に虚偽その他不正な行為により貸出しの承認を受けたとき

④ その他市長が不相当と認めたとき。

（契約解除）

第11条 甲は、乙が前条第1項各号及び第2項各号に定める事由に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとする。

（遅延損害金）

第12条 乙が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年2.7%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

（貸与機械の譲与、返却）

第13条 本契約期間が終了したとき（第7条及び第10条により終了したときを除く）は、甲は乙に対して、本件機械を譲与するものとする。

- 2 譲与手続き完了後、乙は農耕作業用自動車の登録をするものとする。
- 3 第11条の定めにより、本契約を解除されたときは、乙は甲に対して、本件機械を通常の損耗及び第9条第3項により甲が承諾した変更を除き、自らの費用で原状に復して返却しなければならない。ただし、甲の書面による承諾がある場合は、現状のままで返却できるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は自らの費用で、甲が指定する場所に本件機械を持参するものとする。

(必要費・有益費の償還)

第14条 乙は、甲に対し、本件機械の必要費及び有益費の償還を請求できないものとする。

(通知義務)

第15条 乙は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、直ちに書面により甲に通知するものとする。

(要綱の遵守)

第16条 乙は、茨木市農業用機械貸与事業実施要綱を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 福岡 洋一 ⑩

乙 所在地  
団体名  
代表者 ⑩